

1 条 例



京都市障害者施策推進審議会条例

平成 6 年 3 月 1 0 日

条例第 4 2 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法第 3 6 条第 1 項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 3 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成 2 4 年 5 月 2 8 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項中「2 5 人」を「3 5 人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

（平成 2 4 年 5 月 2 8 日規則第 8 号で平成 2 4 年 5 月 2 8 日から施行）

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

3 改正後の条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する。

2 名 簿



京都市障害者施策推進審議会 委員名簿

(平成24年6月26日現在)

氏名	所属団体等	備考
1 加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授	会長
2 栗津 浩一	きょうされん京都支部支部長	
3 岩井 浩	京都腎臓病患者協議会事務局長	
4 上田 亜美	市民委員	
5 上野 光歩	京都精神神経科診療所協会理事	
6 大橋 仔志栄	京都市民生児童委員連盟理事	
7 岡 千栄子	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会理事	
8 岡 美智子	京都府自閉症協会副会長	
9 岡本 晃明	株式会社京都新聞社論説委員	
10 上村 啓子	京都精神保健福祉施設協議会事務局長	
11 呉竹 一人	特定非営利活動法人 京都市中途失聴・難聴者協会理事長	
12 小泉 浩子	日本自立生活センター自立支援事業所長	
13 阪田 理恵	京都障害者就業・生活支援センター所長	
14 佐々木 和子	京都ダウン症児を育てる親の会(トライアングル)顧問	
15 田尻 彰	公益社団法人 京都府視覚障害者協会副会長	
16 谷口 明広	愛知淑徳大学教授	
17 内藤 嘉津実	京都市聴覚障害者協会事務局次長	
18 中田 智慧海	佛教大学教授	
19 中堂 規久子	市民公募委員	
20 中西 昌哉	京都知的障害者福祉施設協議会副会長	
21 野地 芳雄	社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会会長	
22 日野 勝	特定非営利法人 京都市肢体障害者協会副理事長	
23 平井 洋	市民委員	
24 平田 和洋	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会事務局長	
25 平田 義	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事	
26 藤木 恵	社団法人 京都手をつなぐ育成会副会長	
27 古川 末子	社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会副会長	
28 牧 圭子	特定非営利活動法人 高次脳機能障害支援 つくしの会理事長	
29 松浦 典子	社団法人 京都精神病院協会	
30 三木 秀樹	社団法人 京都府医師会理事	
31 水谷 洋一	京都市居宅介護等事業連絡協議会理事長	
32 水野 美和子	特定非営利活動法人 京都難病連理事	
33 森川 智代	京都弁護士会	
34 森田 美千代	京都障害者スポーツ振興会副会長	

※会長を除き五十音順。敬称略。

京都市障害者施策推進審議会作業部会 委員名簿

氏 名		所 属 団 体 等	備考
1	加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授	部会長
2	粟津 浩一	きょうされん京都支部支部長	
3	岡 美智子	京都府自閉症協会副会長	
4	田尻 彰	公益社団法人 京都府視覚障害者協会副会長	
5	内藤 嘉津実	京都市聴覚障害者協会事務局次長	
6	中西 昌哉	京都知的障害者福祉施設協議会副会長	
7	野地 芳雄	社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会会長	
8	日野 勝	特定非営利活動法人 京都市肢体障害者協会副理事長	
9	平田 義	京都市居宅介護等事業連絡協議会理事	
10	藤木 恵	社団法人 京都手をつなぐ育成会副会長	
11	牧 圭子	特定非営利活動法人 高次脳機能障害支援 つくしの会 理事長	

※部会長を除き五十音順。敬称略。

3 策定経過



年	月	日	事 項
平成23年	8	1	京都市障害者生活状況調査の実施（～8月31日）
平成24年	3	23	平成23年度第1回京都市障害者施策推進協議会 （現行計画「支えあうまち・京のほほえみプラン」の改訂 について（作業部会の設置））
	6	26	「京都市障害者施策推進協議会」を「京都市障害者施策推進 審議会」に改めるとともに、障害当事者（家族を含む）及び 市民公募を含めた34名の委員を新たに選出
	7	6	平成24年度第1回京都市障害者施策推進審議会作業部会 （次期計画「支えあうまち・京都ほほえみプラン」の構成 及び体系（案）について）
	7	27	平成24年度第1回京都市障害者施策推進審議会 （次期計画「支えあうまち・京都ほほえみプラン」の構成 及び体系（案）について）
	9	21	京都市障害者施策推進審議会庁内プロジェクト会議 （次期計画に掲げる各施策目標と事業項目の庁内調整）
	10	1	平成24年度第2回京都市障害者施策推進審議会作業部会 （次期計画の総論及び各施策目標（素案）について）
	11	8	平成24年度第3回京都市障害者施策推進審議会作業部会 （次期計画の総論及び各施策目標（修正案）について）
平成25年	1	10	平成24年度第2回京都市障害者施策推進審議会 （次期計画の全体（案）及びパブリックコメントの実施に ついて）
	1	23	パブリックコメント実施（～2月22日） ＜48通，97件＞
	3	12	平成24年度第4回京都市障害者施策推進審議会作業部会 （パブリックコメントの実施結果及び次期計画（最終案） について）
	3	22	平成24年度第3回京都市障害者施策推進審議会 （パブリックコメントの実施結果及び次期計画の策定に ついて）

4 用語集



あ

【インクルーシブ教育】

障害の有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶ教育。障害のある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

か

【京都ほっとはあとセンター】

障害のある人たちの自立，そしてさらなる社会参加が図れるよう，京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所等がひとつになって設立した「京都授産振興センター」として平成7年に発足，平成18年にNPO法人の認可を受ける。障害のある人が作られた製品は「授産」製品と呼ばれているが，これに代わる言葉を全国から募集して「ほっとはあと」製品と名づけ，あわせて組織も「京都ほっとはあとセンター」に改称している。

【ケアマネジメント】

援助を必要とする人に対し，保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し，適切なサービスを行うこと。

【権利擁護】

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や，認知症高齢者，障害のある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

【高次脳機能障害】

頭部外傷，脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として，記憶障害，注意障害，遂行機能障害，社会的行動障害などの認知障害が生じ，これに起因して，日常生活・社会生活への適応が困難になる障害。

さ

【自閉症】

脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。コミュニケーション能力や対人関係の働きに障害があり，手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられている。

【就学支援シート】

幼稚園や保育所等の就学前施設から小学校への就学にあたり，発達に遅れや不安のある子どもの特性や配慮・支援の情報を就学前の段階で小学校に円滑に伝えることで，入学後に必要な配慮や支援等について，保護者・就学前施設・小学校が共に考え，小学校での集団生活をより充実させていくことを目的に作成するもの。

【障害者基本法】

障害のある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され，平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。また，平成16年，平成23年に一部改正が行われている。

【障害者週間】

障害者問題について国民の理解と認識をさらに深めるとともに、障害者福祉の増進を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められている。

【障害者地域生活支援センター】

障害のある人が身近な地域で利用できる相談窓口として、地域での生活に関する相談や福祉サービスなどの利用援助、関係機関との連絡調整などを行う。

【自立支援医療】

更生医療、育成医療、精神通院医療のように障害の種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したもの。

【身体障害】

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳性麻痺、内部障害などがある。

【精神障害】

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障害され、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障害、てんかん、精神薬物による中毒・依存などがある。

【成年後見制度】

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等に対し、本人の意思を尊重し法律行為の同意や代行などを行う等の保護や支援を法的に行うため、平成12年度に開始された制度。本人の判断能

力が低下した後に、その能力に応じ、家庭裁判所によって援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる法定後見制度と、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選び契約しておく任意後見制度がある。

【相談支援専門員】

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する。

た

【地域生活支援事業】

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市および府が主体となって取り組む様々な事業の総称。

【知的障害】

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数(IQ)を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

【特別支援教育】

障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」が「学校教育法」に位置づけられ、すべての学

校において、障害のある幼児、児童、生徒の支援を充実していくこととなっている。なお、本市では「総合育成支援教育」と呼んでいる。

な

【難病】

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病 とされている。

は

【はあと・フレンズ・プロジェクト】

障害のある人の福祉施設をはじめ、広く障害のあるひとが生産などにかかわった製品を「ほっとはあと」の仲間＝「はあと・フレンズ」としてブランド化し、工賃アップをはじめとして、障害のあるひとの多様な働き方を広く支援していくために、製品の開発、生産、販売の新しい事業モデルづくりを行う本市独自の取組。

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

【育(はぐくみ)支援センター】

全ての京都市立総合支援学校に開設している教育相談センター。学習障

害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含めた障害のある子ども・保護者・小中学校等を対象に、総合支援学校の専門性や障害に対応した施設・設備を活かして、一人一人に応じた教育について相談と支援を行う。

また、医療機関や福祉機関等とも連携し、ノーマライゼーション社会の実現を目指す地域の総合育成支援教育に関する拠点として、幅広く事業を展開する。

【発達障害者支援センターかがやき】

発達障害のある18歳以上の人への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障害のある人とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害のある人とその家族からの様々な相談に応じ、指導と助言を行う。

【バリアフリー】

障害のある人等が日常生活や社会生活を営むうえでの様々なバリア(障壁)となるものを取り除くこと。

【ピアカウンセラー】

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助する人。

【ひきこもり地域支援センター】

ひきこもりの本人及びその家族に対して、ひきこもりの本人へのアウトリーチ(訪問面談)とファミリーサポート(家族面談)とを並行して実施し、それに加えて、ひきこもり親の会、報

告・勉強会，インターネット，及びひきこもりに関するその調査・研究を通じ，ひきこもりの本人の社会復帰を支援する。

【福祉避難所】

災害時に，高齢者，障害のある方，妊産婦，乳幼児など，避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で，介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の方を対象とした避難所。

【法定雇用率】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」で，労働者に占める障害者の割合が一定以上になるよう，官公庁を含む事業主に対して義務づけている定率のこと。

【ほほえみ広場】

障害のある人への理解の促進と社会参加の推進を目的に，障害のある人もない人も互いに交流する本市主催の催し。

や

【ユニバーサルデザイン】

年齢，性別，国籍，文化，心身の能力や状態といった人の様々な特性や違いを超えて，すべての人に配慮したまちづくりやものづくり，情報やサービスの提供を進め，誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。